

# 鳥取県の最低賃金

この最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたものです。鳥取県内では、使用者はこれより低い賃金で労働者を使用することはできません。

## 1 鳥取県最低賃金

「鳥取県最低賃金」は、業種や規模及び常用、臨時、アルバイト・パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず、**鳥取県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用**されます。

最低賃金額	発効年月日
1時間 <b>646円</b>	平成23年10月29日

## 2 特定（産業別）最低賃金

	最低賃金額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間 <b>734円</b>	平成23年1月20日 (改正審議中)
	(注) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。	
鳥取県各種商品小売業最低賃金	最低賃金額	発効年月日
	1時間 <b>694円</b>	平成23年2月11日 (改正審議中)

※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び各種商品小売業の事業所で働く労働者とその使用者は、特定（産業別）最低賃金が適用されます。ただし、表の（注）及び次に掲げる者については「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

## 3 最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

○詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局賃金室 電話(0857)29-1705

鳥取労働基準監督署 電話(0857)24-3211

米子労働基準監督署 電話(0859)34-2231

倉吉労働基準監督署 電話(0858)22-6274

URL <http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 最低賃金以上かどうかの調べ方

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ①支払われる賃金が時間給の場合 | 時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）                        |
| ②支払われる賃金が日給の場合  | 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）（事例1参照） |
| ③支払われる賃金が月給の場合  | 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金の時間額と比較します。（事例2参照）      |

### （事例1）

鳥取県の会社で働くAさんは日給6,000円で働いています。1日の所定労働時間は7.5時間です。鳥取県の最低賃金は、平成23年10月29日から時間額646円です。

この場合は、上記②にある式にあてはめると、

$$6,000 \text{円} \div 7.5 \text{時間} = 800 \text{円} > 646 \text{円} \text{（鳥取県最低賃金）}$$

となり、最低賃金を満たしていることがわかります。

### （事例2）

鳥取県の会社で働くBさんは月給109,000円で働いており、年間所定労働日数は255日、1日の所定労働時間は8時間です。鳥取県の最低賃金は、平成23年10月29日から時間額646円です。

この場合、次のような計算式を用いて比較します。

$$(\text{月給額} \times 12 \text{ヶ月}) / \text{年間所定労働時間} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$$

Bさんの場合、この式にあてはめると、

$$(109,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月}) / (255 \text{日} \times 8 \text{時間}) = 641 \text{円} < 646 \text{円} \text{（鳥取県最低賃金）}$$

となり、最低賃金法に違反することになります。

## 最低賃金の対象となる賃金と具体的な事例

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### （事例3）

鳥取県の会社で働くCさんは、月給で、基本給が90,000円、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日労働があれば時間外手当、休日手当が支給されます。

ある月のCさんの賃金は、基本給、職務手当、通勤手当のほか、時間外手当が32,500円支給され、合計が152,500円となりました。

Cさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。なお、Cさんの会社は、年間所定労働日数260日、所定労働時間は1日7時間30分で、鳥取県の最低賃金は平成23年10月29日から時間額646円です。

- ①Cさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。

除外される賃金は、通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんから、  
 $152,500 \text{円} - (5,000 \text{円} + 32,500 \text{円}) = 115,000 \text{円}$

- ②この金額を、事例2の方法で時間額に換算し、最低賃金額と比較をします。

$$(115,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月}) / (260 \text{日} \times 7.5 \text{時間}) \div 707 \text{円} 69 \text{銭} > 646 \text{円} \text{（鳥取県最低賃金）}$$

となり、最低賃金を満たしていることとなります。